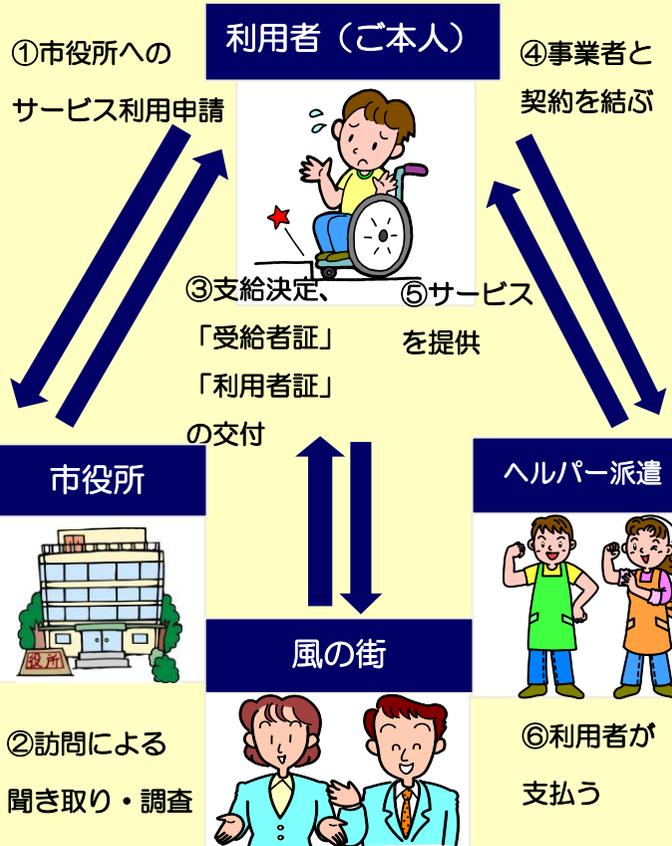


訪問系サービス利用手続き図



<風の街案内図>



電車での案内：
JR高崎線下車後、南口より図面上の赤矢印の経路を徒歩で約15分で居宅介護事業所

サービス種類と対象者一覧

		18歳以上			18歳未満
		身体障がい	知的障がい	精神障がい	障がい児
自立支援給付	居宅介護	身体介護			①身体障害者手帳所持者 ②療育手帳 A,B1,B2 程度 ③精神障がい者 *日常生活の状況で聞き取りを行い個々のケースで判断
		家事援助			
		通院等介助			
		通院等乗降介助			
	重度訪問介護	障害程度区分“1”以上			
障害程度区分“4”以上の重度の肢体不自由者(その他要件有)					
行動援助			小学生以上 行動上著しい困難を有する障がい児(知的・精神)(その他要件有)		
地域生活支援事業	移動支援	①視覚障がい者 1級または2級の者 ②車いすを常用し自走が困難な肢体障がい者で下記に該当する者 注 1・上肢と下肢に障がいがある1級または2級の者・上肢と体幹に障がいがある1級または2級の者			療育手帳所持者
		生活サポート			精神障がい者保健福祉手帳所持者 (その他要件有)
		小学生以上 要件は18歳以上と同じ 療育手帳がない A,B1,B2 程度の障がい児も利用可能			

まずはご連絡ください！！
ご利用についての説明をさせていただきます。

きよたくかいごじぎょうしょ
居宅介護事業所

かぜのまち

風の街

〒369-0121

埼玉県鴻巣市吹上富士見

1丁目9番8-4号

TEL:048-598-4294

FAX:048-598-4289

e-mail:kazenomati@hitotubu.or.jp

https://hitotubu.com/

受付時間 8:30~17:30 (月~金)

提供時間 6:00~19:00 (要相談)

社会福祉法人一粒

サービスのご案内

行動援護・移動支援・生活サポートについて

行動援護

行動上著しい困難がある方（知的障がいまたは精神障がいの方、障がい児は小学生以上）に対して、外出時に危険を回避するために必要な支援を行います。

移動支援（ガイドヘルプ）

屋外での移動が困難な方（視覚障がい、肢体障がい、知的障がい、精神障がいの方、障がい児は小学生以上）に対して必要な支援を行います。

生活サポート（レスパイト）

家族の負担軽減や障がい者（児）の社会参加のため、以下のサービスを提供します。
（派遣、一時預かり、移送、外出支援、宿泊、その他）

社会生活上必要な外出の例



余暇活動等の外出の例



居宅介護・重度訪問介護について

日常生活に支障のある障がい者（児）の家庭に、ホームヘルパーを派遣します。このサービスは、自分で出来ることはしていただき、できないことをお手伝いすることにより、その方の障がいの状況や家族の状況等に応じて在宅での生活を援助するものです。

身体介護



家事援助



重度訪問介護

重度の肢体不自由の方で常時介護を要する方に対して、ホームヘルパーが家庭を訪問して、身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護など必要な支援を総合的に行います。＊サービスの内容 比較的時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りの支援とともに、①食事や排せつ等の身体介護、②調理や洗濯等の家事援助、③コミュニケーション支援や家電製品の操作等の援助、④外出時における移動中の介護が総合的に提供されます。



通院等介助

病院や診療所に定期的に通院するときや、公的手続きまたは相談のために官公署を訪れる場合等に、車両への乗車・降車の介助、通院先での受診の手続き、その他通院・訪問に伴う、屋内外における比較的時間を要する介助（おおむね30分以上）を行います。

通院等介助は、ホームヘルパー自らが運転する車両だけでなく、公共交通機関を利用して移動する場合も含まれます。（利用にあたっての注意事項については、別途担当者に確認してください）



通院等乗降介助

病院や診療所に定期的に通院するとき等、ヘルパー自らが運転する車両への乗車・降車の介助と次のいずれかの介助を行います。

- ①乗車前・降車後の屋内外における移動の介助
- ②通院先での受診の手続きや移動の介助



＊通院等乗降介助は、必要な回数で支給決定されます
＊「通院等乗降介助」の前後に連続して30分程度以上の身体介護を行う場合は「通院等乗降介助」ではなく、「通院等介助」になります。
＊ホームヘルパー自らが運転する車両の運賃については、事業所に問合せ

居宅介護や移動支援を利用できないものの例

- 利用者本人以外の者のための調理・洗濯・買物・布団干し
- 主として利用者本人が使用する居室以外の掃除
 - ①家族の居室
 - ②日常生活を営むのに支障のないスペース（使用していない部屋、物置部屋、屋根裏部屋等）
 - ③家族も利用者と同様に使用するスペース（浴室・トイレ・リビング・台所・廊下・玄関等）ただし、③については、利用者の使用により特段汚れてしまう場合や、同居家族が高齢・障がいである等特段な事情がある場合で、支援が必要と判断される場合に一部認められることがある。
- 大掃除、窓ガラス拭き、床のワックスがけ
- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 自家用車の洗車、庭の草むしり、草木の水やり、植木の剪定、ベットの世話
- 家屋の修理、ペンキ塗り
- 正月・節句等のために特別な手間をかけて行う調理
- 見守りのみ、留守番、接客
- 医療行為（摘便・床ずれの処置等）
- 経済的な活動（通勤のための利用、商品販売や営業活動等）
- 宗教活動・政治的活動である勧誘・宣伝等、特定の利益を目的とする団体活動のための外出
- ギャンブル・飲酒を主とする外出
- 通年かつ長期にわたる外出 例：定期的な送迎 施設・日中活動系サービス・作業所・学校・園等
- 入院中や医療機関での診療中などの保健医療サービスを利用している間